

刈谷市事業継続支援補助金（新しい生活様式導入支援事業） — 認定・交付申請チェックリスト —

【補助対象事業者】

	補助対象事業要件	チェック
1	認定の申請日及び交付の申請日において、市内に本店登記（法人の場合に限る）及び事業所を有する中小企業者である。	
2	現に市内で事業活動を行っており（新型コロナウイルス感染症の影響により事業を休業している場合を含む。）、かつ、今後も市内で事業活動を継続する意思がある。	
3	風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項、第5項、第11項又は第13項に規定する営業を営む者でないこと。	
4	代表者及び従業員が暴力団員（刈谷市暴力団排除条例（平成24年条例第8号）第2条第2号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）又は暴力団（同上第1号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）若しくは暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。	
5	市税を滞納していないこと。	

【認定申請時提出書類一覧】

○以下の書類をご提出ください。		チェック
認定申請時提出書類一覧	①事業継続支援補助金補助対象事業認定申請書（様式第1号）	
	②登記事項証明書（申請書を提出する日前3月以内に発行されたものの原本に限る） ※提出は法人の申請に限ります。	
	③現に市内で事業活動を行っていることが確認できる書類の写し （法人）法人事業概況説明書（直近の1事業年度分）の写し （個人）確定申告書（前年分）の写し 青色申告の場合「確定申告書B第一表・第二表、青色申告決算書」 白色申告の場合「確定申告書B第一表・第二表、収支内訳書」 ※設立後、申告時期を迎えていない等の事由により法人事業概況説明書や確定申告書が提出できない場合は、事業実態を把握するため以下のA及びBの書類を提出してください。（ABともに必須） A：法人の設立届又は個人事業の開業届（税務署の受付印のあるものに限る） B：令和2年1月及び認定の申請日前2月分の月末締め経理帳簿（現金出納帳、売上帳簿等）	
	④業務委託契約に係る補助対象経費の額が確認できる見積書等の写し	

【交付申請時提出書類一覧】

○以下の書類をご提出ください。		チェック
交付申請時提出書類一覧	①事業継続支援補助金交付申請書（様式第4号）	
	②BCPの写し（感染症の感染拡大による緊急事態における計画に係る部分に限る） ※計画全体は不要ですが、計画の表紙や目次、感染症への対応に関する部分は必ずご提出ください。	
	③補助対象事業に係る業務委託契約書の写し	
	④補助対象経費の支払を証する書類の写し	
	⑤登記事項証明書（申請書を提出する日前3月以内に発行されたものの原本に限る。ただし、認定の申請の日から交付の申請の日が3月を経過していない場合は提出不要） ※個人の申請の場合は市内に事業所を有することが確認できる開業届または確定申告書等の写し。	
	⑥市税の完納を証する納税証明書 ※市役所税務課で発行できる完納証明書をご提出ください。税務署の発行する「納税証明書」や「市民税等の納付済みの領収書」ではありません。	

【申請に関する注意点】

- 認定申請書は業務委託契約日の14日前までに必ずご提出ください。（申請期限に余裕を持ってご提出ください）令和2年4月1日から令和2年10月30日までの間に業務委託契約を締結する（した）場合は、令和2年10月30日までに認定申請書の提出をしてください。交付申請については別途ご案内いたします。
- 新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、申請を検討し提出に来庁を予定されている事業者の方は、必ず事前にご連絡をいただいたうえでご来庁いただきますようお願いいたします。
- 三密回避のため「郵送申請」をご検討ください。※郵送申請の場合は消印の日が業務委託契約日の14日前に当たります。

申請書郵送先：〒448-8501（住所記載不要） 刈谷市役所商工業振興課工業振興係 宛て